



Title	ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (2) : アラビア半島からの退去令の時代背景と影響
Author(s)	太田, 敬子
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 135, 1(左)-40(左)
Issue Date	2011-12-09
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/47699">http://hdl.handle.net/2115/47699</a>
Type	bulletin (article)
File Information	ARCS135-2.pdf



[Instructions for use](#)

## ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (2) — アラビア半島からの退去令の時代背景と影響 —

太 田 敬 子

### はじめに

前稿ではムハンマドの治世末期におけるマディーナ政權とナジュラーンとの関係、およびヤマン情勢の分析を、主にバヌー・アルハーリスとナジュラーン市民双方からの使節到来の経緯、それぞれの使節とムハンマドとの契約内容を中心に検討した。本稿では、ムハンマドの死後のマディーナ政權とナジュラーンの民との関係に注目し、ウマル・ブン・アルハッターブによるムハンマドの契約変更およびアラビア半島からの異教徒排除政策とその影響を検討する。ウマルの政策は後世のイスラーム国家における異教徒政策やシャリーアにおける非ムスリムの処遇規定の基礎をなすと見なされ、その正当性を巡る法的議論が様々な形で展開していくからである。

### 第1章 アブー・バクルの時代におけるナジュラーンの使節

#### (1) ムハンマドの死とナジュラーンの使節

ヒジュラ暦11年ラビーウ1月13日(632年6月8日)に、神の使徒ムハンマドはマディーナで逝去した。ムハンマドの死の直後に、彼の旧友であり、ムハージルーンの重鎮であったアブー・バクルが後継者としてマディーナ政權の長(カリフ)<sup>1</sup>となった。その際のナジュラーンの民の動向についてタバリー自身が伝える記録によると、ナジュラーンの民——バヌー・アルハーリ

ス以前に同市にいた同族集団 ummah である Banū al-Afʿāʾa に属し、当時 40000 名の戦士集団であった — は、アブー・バクルの下に契約 ʿahd の更新のために使節を派遣してきたという。そこでアブー・バクルは彼らのために以下のような証書を認めた。

慈悲深い神の御名において。これは、神の使徒の後継者である神の僕アブー・バクルがナジュラーンの民のために認めた証書である。彼は彼の軍隊と彼自身とによって彼らを保護する。彼は彼らに神の使徒ムハンマドの安全保障 dhimmah を認める。神の使徒ムハンマドが彼らの土地とアラブの土地においては 2 つの宗教が存在してはならないという偉大な神の命においてそれを無効としたことを除外して。彼ら自身に加えて、彼らの信仰 millah, 彼らの財産全て、彼らの従者達、彼らの駿馬、彼らの不在者と現存者、彼らの主教、彼らの修道士、彼らの教会に関して、それがどこにあろうとも保護を与え、彼らの所有しているものについてその多寡にかかわらず保護を与える。彼らが義務を果たす限り、彼らは追放される yuḥsharūna ことはなく、十分の一税を徴収される yuʿsharūna こともない。いかなる主教もその主教位を更迭されることはなく、いかなる修道士もその修道士の地位を剥奪されることはない。彼（アブー・バクル）は、神の使徒が彼らのために認めた事全てを遂行し、この証書に書かれている神の使徒ムハンマドのズィンマとムスリムの保護 jiwār を遂行する。彼らには【ムスリムに対する】助言と彼らに賦課された義務を正しく行うことが義務付けられる。al-Miswar b. ʿAmr とアブー・バクルのマウラー ʿAmr が証人である<sup>3</sup>。（【 】内筆者補足）

タバリーは、ムハンマドとナジュラーンのキリスト教徒の契約内容を記録していないので、読者はこの場面で彼らとムハンマドとの契約の内容を知ることになる。注目されるのは、タバリーの認識ではナジュラーンからの使節がバヌー・アルアフアーという同族集団で、バヌー・アルハーリス以前からナジュラーンに定住化していた軍事集団となっており、ムハンマド時代のナジュラーン市民の使節のイメージとはかなり異なっていることである。

アブー・ウバイドも、Abū Ayyūb<sup>4</sup> ← ʿĪsā b. Yūnus ← ʿUbayd Allāh b. Abi

Ḥumayd ← Abū al-Maliḥ ← 神の使徒というイスナードでムハンマド時代の契約に言及した後で、以下のように記録している。

彼(アブー・アイユブ)は【このようなイスナードで】同様のこと(神の使徒の契約)を述べている。そしてそれに加えてこのように述べている。神の使徒が逝去した時、彼ら(ナジュラーンの人々)はアブー・バクルの下にやってきた。そこで彼は彼らのためにこの契約を遂行し、彼らのために神の使徒の契約書とほぼ同様の証書を書いた<sup>5</sup>。

アブー・ウバイドは、この記述に先立ち2000着のフッラ(外出用の上等な衣服)納入等を定めたムハンマドとナジュラーンのキリスト教徒との契約内容を紹介しているので、アブー・バクルはそれを「ほぼ同様の証書」を認めて更新したと見なしている<sup>6</sup>。また、アブー・ユースフは、アブー・ウバイドとは異なり、利子の禁止に関する規定のないムハンマドの契約内容を紹介した上で、アブー・バクルの契約更新に際して書かれた証書を引用して掲載している。

慈悲深い神の御名において。これは神の僕、預言者にして神の使徒たるムハンマドの後継者であるアブー・バクルがナジュラーンの民のために書き記したものである。彼は、神のご加護 *jiwār* と預言者にして神の使徒たるムハンマドのズィンマにおいて、彼ら自身と彼らの土地、彼らの信仰、財産、従者、奴隷、不在者と現存者、主教、修道士、教会、その他彼らの手中にあるもの全てに関して、その多寡にかかわらず保護を与える。彼らは損失を被る *yukh khasirūna* こともなく、圧迫される *yu<sup>cc</sup>asirūna* こともない。主教は主教職を、修道士は修道士の身分を剥奪されることはない。預言者ムハンマドが彼らのために書き記したことは全て、彼らに再び保証された。この紙面にあることに関しては、神のご加護と預言者ムハンマドのズィンマが永遠に存在する。彼らには【ムスリムに対する】助言と彼らに賦課された義務を正しく行うことが義務付けられる。Banū al-Qayn の一員である al-Mustawrad b. <sup>c</sup>Amr とアブー・バクルのマウラーのアムルと Rāshid b. Ḥudhayfah と al-Mughirah 【b. Shu<sup>c</sup>bah】が証人となった。そして書いた<sup>7</sup>。

何れの史料においても、アブー・バクルがムハンマドの契約内容をそのまま更新したように記されている。しかしながら、ムハンマドの契約条件自体には史料間で相違がある。注目されるのは、ムハンマドの契約書を掲載しているいかなる史料も、タバリーの記録するアブー・バクルの証書に挿入されている「神の使徒ムハンマドが彼らの土地とアラブの土地においては2つの宗教が存在してはならないという偉大なる神の命においてそれを無効としたことを除外して」という文言が見られないことである。これはアブー・ウバイドをはじめとするいくつかの史料においてムハンマドの契約条件として「利子を取った（貪った）場合ズィンマは撤回される」という文言が挿入されているのと同じく、ウマルの時代の退去令を正当化するための布石と考えられる<sup>8</sup>。従って、ウマルによるナジュラーンの住民のアラビア半島からの退去令を検討するに先立ち、アブー・バクルの契約更新の政治・社会的背景を検討する必要があるように思われる。

## (2) アブー・バクル時代のヤマンのリッダとナジュラーンの民

タバリーは、al-Sarī b. Yaḥyā ← Shu‘ayb ← Sayf ← Ṭalḥah ← ‘Ikrimah と Sahl ← al-Qāsim b. Muḥammad というイスナードによって、ムハンマドの死後にヤマンとその周辺地において再び反乱が起こったこと、この時既にアスワドの反乱軍の残存騎兵隊がナジュラーンからサヌアーにかけての沿岸地域で争乱を起こしていたことを記録している。さらに、ムハンマドの没後、ナジュラーンに派遣されていたアムル・ブン・ハズムとナジュラーン近郊の Rima‘ と Zabīd<sup>9</sup> に派遣されていたハーリド・ブン・サイードを例外として、ムハンマドの徴税官（アーミル）達はマディーナに帰還せず、ムスリム達の中に逃走したと伝えている<sup>10</sup>。この両名はマディーナのアブー・バクルの下に帰還し、前稿で検討したように、アムルはリッダ鎮圧後ナジュラーンの徴税官に復帰したと考えられる<sup>11</sup>。アブー・バクルはムハンマドの先例に則って、一部の例外を除いて使節の派遣と書簡による説得によって反乱勢力を鎮圧していったというのが<sup>12</sup>、説得も軍事力による威圧がなければ成功しないので、アブー・バクルにとって軍事基盤の確保が最大の課題であったことは間違いな

い。また、それを支えるだけの経済基盤の強化も不可欠であった。

ムハンマドの死の報を受けて、ナジュラーン以外の地に派遣されていた徴税官全てがマディーナに帰還せず、逃走したという記録は極めて興味深い。マディーナ政権の求心力が低下し、徴税官たちはそれぞれ独自に身の安全を図ろうとしたのであろう。その中でアムルとハーリドはアスワドにナジュラーンを追われたが、マディーナに帰還した。当時はヤマンのほぼ全域にリッダが拡大していた状況であったと想定されるが、両者の帰還はナジュラーンとマディーナ政権との結びつきが絶たれなかったことを示唆している。おそらく、両名の帰還によってナジュラーンの民の意向、すなわち支援の継続が伝えられ、それを踏まえて彼らはアブー・バクルの下に使節を派遣し、軍事支援の継続を確認したと考えられる。そのためこの時のナジュラーンの民は、彼らの軍事力の主体をなしていたと思われる騎馬軍団バヌー・アルアフアーとしてムスリム側に認識されたのであろう。

シュムッカーはナジュラーンの民の使節派遣と、彼らとムハンマドとの契約の主たる目的は経済的なもので通商上の利権確保にあったとして断定しているが<sup>13</sup>、前稿でも論じたようにムハンマド晩年のヤマンの混迷した情勢の中で、ナジュラーンの民の政治的支持と軍事援助は重要な位置を占めていた。アスワドの反乱に際してムハンマドが「ナジュラーンの民、彼らの内のアラブとアラブ以外の同地の住民」に支援を求めたという記録があるので、ナジュラーンの都市定住民も独自の軍事力を持っていたことは確かである<sup>14</sup>。また契約書の内容からも彼らがかんりの軍需物資や武器・軍馬等の供給能力を持っていたことが分かる<sup>15</sup>。

アブー・バクルの時代になってからもナジュラーンの民は混迷を極めたヤマンにおいて積極的にマディーナ政権への支援を表明した。ナジュラーンの軍事力と経済力はマディーナ政権の存立にとって重要であり続けたと考えられる。さらに、ナジュラーンの民がリッダ鎮圧に派遣されたマディーナ政権の軍団の基地でもあったことも跡付けられている。タバリーによれば、アブー・バクルは、ヤマンに派遣した Jarīr b. °Abd Allāh<sup>16</sup> に対し、反乱者との戦いの後でナジュラーンに向かい、彼の命令が届くまでそこに逗留するよ

うに命じたという<sup>17</sup>。また、アブー・バクルが派遣した別のリッダ鎮圧軍の司令官 al-Muhājir b. Abi Umayyah もナジュラーンにやって来てそこから反乱軍に対して出撃している<sup>18</sup>。リッダ鎮圧後のヒジュラ 13 年(634 年 3 月 7 日～635 年 2 月 24 日) のタバリーの記録によれば、ジャリール・ブン・アブドゥッラーはアブー・バクルがナジュラーンに派遣した徴税官であったと述べられている<sup>19</sup>。しかしながら、ヒジュラ 12 年から 13 年にかけて彼はシリアおよびイラク遠征に参加し、クーファ建設にも関与しているので、彼が実際にナジュラーンから税を徴収する任務を遂行したとは考え難い。既に前稿で検討したように、ムハンマドの存命中にはナジュラーンから実際の徴税が行われなかったと考えるのが妥当である。アブー・バクルの時代にもナジュラーンとマディーナ政権との関係は良好であったが、後世の史料が伝えているようなフッラ等の「ジズヤ」納入が実際に行われた可能性は低い。

史料はアブー・バクル時代のナジュラーンとの関係は、「ムハンマドとの契約」を基盤としていることで一致しているが、ムハンマドとナジュラーンの契約関係は短期間であり、なおかつ史料における記述の混乱から、後世に伝えられたような「契約」の内容にも疑問が呈される。しかしながら、記録されている「契約」の具体的記述の詳細さを勘案すると、契約書の存在自体は否定できない。それ故、ウマルによる契約の変更が議論的となったのである。さらに、アブー・バクルがムハンマドの契約をそのまま更新したということにも疑問が残る。ヤマンの状況を考えると、アブー・バクルがリッダ鎮圧への支援の見返りとしてさらにナジュラーンに優利な内容で契約を改訂した可能性もある。いずれにせよナジュラーンとマディーナ政権との同盟関係には、ヤマン情勢が大きく関与していたことは確かである。アブー・バクルの時代にもヤマン情勢は引き続き不安定であり、ナジュラーンからの支持と支援はマディーナ政権にとって極めて重要であったと考えられる。史料の伝える契約書の内容に反して、ムハンマドからアブー・バクルの時代にかけて、ナジュラーンの民はムスリム政権の従属者や庇護民というより同盟者としてマディーナ政権に協力していたと考えられる。それを踏まえてウマルの時代の政策変更を検討する必要がある。

## 小結

- ① アブー・バクルはムハンマドの契約を更新し、ナジュラーンの使節に新たな証書を認め、支援、特に軍事援助を取り付けた。
- ② リッダに際してナジュラーンはマディーナ政権への支持と支援を継続したと考えられる。
- ③ ヤマン情勢から見てナジュラーンの民がフッラ等の税を実際に納入した可能性は低い。
- ④ アブー・バクルの時代のマディーナ政権とナジュラーンの民との結びつきは、臣従関係や保護被保護関係というより友好・同盟関係であった。

## 第2章 ウマルの統治政策とナジュラーンの民の移住

### (1) ウマルの即位とナジュラーンの民への退去令

ヒジュラ 13 年ジュマダー II 月 21 日 (634 年 8 月 22 日) にアブー・バクルが没し、ウマル・ブン・アルハッターブが信徒の長に就任した。既に前年からアブー・バクルはシリアとイラクへの侵入戦を開始していたが、リッダ終結後、アラブ諸部族の軍勢力を征服活動に向けることによってマディーナ政権への結束を強める政策として遠征は積極的に推進された。ウマルはその政策を継承・拡大し、シリアとイラクにおけるムスリム軍の遠征は着々と進展していった。タバリーによると、即位して最初にウマルが行ったことは、イラク方面で al-Muthannā b. Ḥārithah al-Shaybānī<sup>20</sup> と共にサーサーン朝領域への遠征を行っていたムスリム軍を召還することであった<sup>21</sup>。最初に召還に応じたのが、Abū ʿUbayd b. Masʿūd al-Thaqafi と Saʿd b. ʿUbayd al-Anṣārī<sup>22</sup> であり、ウマルは前者を司令官とした新たな遠征軍をイラク方面に派遣した。それからナジュラーンに軍隊を派遣して住民の追放を敢行し、さらに「リッダの民」、即ちムハンマドの死後マディーナ政権の支配下から逸脱した諸勢力をマディーナに招聘してシリアおよびイラク遠征に向かわせたという<sup>23</sup>。

ウマルはシリアとイラクへの遠征軍の強化とアラビア半島内の不穏分子の



排除という両面政策を図ったと考えられる。その一環として、リッダの混乱期を通してマディーナ政権に協力的であったナジュラーンの民の排除も敢行されたと位置づけられる。ナジュラーンの民と協力関係を構築しようとしたムハンマド及びそれを受け継いだアブー・バクルの方針は、ウマルによって大きく変更されたのである。

しかしながら、タバリーはナジュラーンの民への移住令は神の使徒ムハンマドとアブー・バクルの指示に従ったものであると明言している<sup>24</sup>。アブー・ウバイド・アッサカフィーの遠征軍をイラクへ派遣した後、ウマルは Ya'la b. Umayyah<sup>25</sup> をヤマンに派遣した。そして「神の使徒が病の中で指令した事、そしてアブー・バクルが病の中で指令した事に従って」ヤアラーにナジュラーンの民を退去させるよう命令したという。その際のウマルの言は以下のようであった。

彼らの下に行け。彼らを彼らの宗教（キリスト教）から誘い出してはならない。そして彼らの内で自分の宗教に留まる者を退去させ、ムスリムについてはそのまま留めよ。汝が退去させた者達の土地を全て測量せよ。それから彼らに【移住する】諸国を選択させ、神と神の使徒による「2つの宗教がアラビア半島に放置されてはならない」という命令に従って我々は彼らを退去させることを彼らに知らせよ。彼らの内で自分の宗教に留まる者は誰でも排除されるであろう。それから我々は旧所有地と同様の土地を彼らに与えるであろう。彼らに関する我々の義務を確認し、神が命令なされたことについて彼らへの庇護（ズインマ）を成し遂げるために。農地の中で彼らの隣人のものとなっているものについては、彼らとヤマンその他の民の彼らの隣人との間で交換するように<sup>26</sup>。

タバリーの記録によると、ナジュラーンの民の追放は既にムハンマドやアブー・バクルの時代から構想されており、それは「アラビア半島に2つの宗教が放置されてはならない」というムハンマドの言葉に依拠している。一方、追放の原因について他の史料には様々な説が伝えられており、さらにそれらは異教徒の処遇に関する法規定にも影響を与えている。そこで以下では様々な史料におけるウマルの移住命令の原因について検討する。

## (2) ナジュラーンの民追放の原因に関する歴史的史料の記述

前稿から史料として取り上げている一連のハディース集も含めて、ムハンマドの最後の言葉とされる「アラビア半島に2つの宗教が放置されてはならない」という有名な文言を伝えるハディースはいくつかの変形を持って残されている<sup>27</sup>。また、ムハンマドの最後の言葉として「ヒジャーズのユダヤ教徒とナジュラーンの民をアラビア半島から追放せよ」という具体的な指令を伝えるハディースも4例ほど見られる<sup>28</sup>。そのうち1つはダーリミーの『スナン』、3つはアフマド・ブン・ハンバルの『ムスナド』所収である。このようにハディース集に見られるムハンマドの言とタバリーの伝えるウマルの退去令の根拠には整合性が見られる。これらの伝承によりナジュラーンの民排除令の最終的な根拠はこのムハンマドの遺言であるという見方が後代広く普及していったと言えよう<sup>29</sup>。

しかしながら、他の原因を挙げている史料も存在する。まず、タバリーと同種の歴史的史料の中で、バラズリーはヤフヤー・ブン・アードムからの情報<sup>30</sup>として次のように述べている。

ウマル・ブン・アルハッターブがカリフになった時、彼らは利子を取り、人口も増えた。そこで彼（ウマル）はイスラームの為に彼らに危惧を抱いた。そして彼らを追放して、彼らに次のような証書を書いた<sup>31</sup>。

一方でバラズリーは、私 ← °Abd al-A°lā b. Ḥammād al-Narsī ← Ḥammād b. Salamah ← Yahyā b. Sa°id ← Ismā°il b. Ḥakīm ← °Umar b. °Abd al-°Aziz というイスナードに基づいてムハンマドの遺言説も取り上げている。

神の使徒は病中であってこう言った。「アラブの地に2つの宗教が放置されてはならない。」ウマル・ブン・アルハッターブがカリフになった時、彼はナジュラーンの人々を Najrāniyyah<sup>32</sup> に移転させ、彼らの不動産と動産を購入した<sup>33</sup>。

さらに、私 ← al-Ḥusayn b. al-Aswad ← Wakī° b. al-Jarrāh ← al-A°mash ← Sālim b. Abī al-Ka°d というイスナードによって次のような自発的移住説まで掲載している。

曰く、ナジュラーンの住民は既に 40000 名<sup>34</sup> に達していた。彼らは互いに妬み合い、ウマル・ブン・アルハッターブの下へやって来てこう言った。「我々を移動させてください。」既にウマルはムスリム達の為に彼らに危惧を抱いていた。そこで彼は彼らを移転させた。彼らはその後後悔し、彼（ウマル）の下にやってきてこう言った。「前言を取り消したいと思います。」しかし彼はこれを拒絶した<sup>35</sup>。

このようにバラズリーは、ナジュラーンの民に対する退去令の原因として複数の説を掲げる。同じく歴史的史料として、イブン・サッドは次のように述べている。

それから【神の使徒の死の後】アブー・バクルが支配権を任された。彼は神の使徒の死に際して彼が命じたことについて証書を書いた。その後彼ら（ナジュラーンの民）は利子を取った。そこでウマル・ブン・アルハッターブは彼らの土地から彼らを排除し、彼らに以下のように書き送った。（中略）彼らの一部の者達はイラクに向かい、クーフア近郊にあるナジュラーニーヤに居住した<sup>36</sup>。

イブン・サッドは、ナジュラーンの民が神の使徒との契約に反して利子を取ったため、ウマルが彼らをイラクへ追放したという説を採っている。以上タバリーも含めて歴史的史料の記述を整理すると、ウマルによるナジュラーンの民の追放令の原因は次のようになる。

- A) 「アラビア半島に 2 つの宗教が放置されてはならない」というムハンマドの指令に従う。
- B) 利子の徴収による。
- C) 人口増加によってムスリムにとって脅威となる。
- D) ナジュラーンの民の内紛ために彼らが自ら移住を望んだ。

バラズリーの伝える伝承の一つでは B と C が組み合わせられ、さらに D が異説として掲載されている。A 説を採るタバリーや B 説のイブン・サッドの姿勢とは異なり、バラズリーは様々な伝承を併記することによって、ウマルの退去令の動機に関して問題を提起しているようにも思われる。但し、どの説の信憑性が高いのかについては判断を下していない。

### (3) ナジュラーンの民追放の原因に関する法学書の記述

法学関係の史料において、まずアブー・ユースフはイブン・サッドと類似した内容の話を伝えている。

それから彼ら（ナジュラーンの民）は、ウマルがカリフ位を継いだ後に彼の下へやって来た。既にウマルは彼らをヤマンのナジュラーンから退去させ、イラクのナジュラーンに居住させていた。なぜならば、ウマルはムスリムのために彼らに危惧を抱いたからである。そして彼は彼らのために次のような証書を書いた<sup>37</sup>。

法学書の中でナジュラーンの民の追放について様々な原因を挙げているのはアブー・ウバイドである。彼は、「武力で征服された土地とムスリム達の軍営都市に関して伝えられているズインマの民に許可されることと許可されないことの章」において、一般論としてアラビア半島からのキリスト教徒とユダヤ教徒の追放は神の使徒ムハンマドの意志に依ると述べた後、アブー・ウバイド自身の考察と別の原因説を記している。まず、ムハンマドの指令について次のような複数の伝承を併記している。

—270<sup>38</sup>—【イスナード】我々 ← Ḥajjāj ← Ḥammād b. Salamah ← Abū al-Zubayr ← Jābir

曰く、神の使徒はアラビア半島からのユダヤ教徒の追放を命令した。

—271—【イスナード】我々 ← Yazīd ← Ḥammād [b. Salamah] ← Abū al-Zubayr ← Jābir

神の使徒はこう言った。「まさに私はアラビア半島からユダヤ教徒とキリスト教徒を追放するだろう。私がムスリム以外をその地に留めることができなくなるように。」そしてウマルが彼らを追放した。

—272—【イスナード】我々 ← Yaḥyā b. Zakariyā ← Abū Zā'idah と Muḥammad b. °Ubayd ← °Abd Allāh b. °Umar ← Nāfi° ← Ibn °Umar  
曰く、ウマルは多神教徒をアラビア半島から一掃した。そしてこう言った。「アラビア半島において2つの宗教が共存することはない。」そして彼らの内の到来者のために、商品を売ることのできる【猶予】期限を定めた<sup>39</sup>。

また、ムハンマドの言に加えてアブー・ウバイドの解釈を付している。

—276—彼らはそのことを次のイスナードによって伝えている。  
Samurah 家のマウラーである Ibrāhīm b. Maymūn ← Ibn Samurah ←  
Abū °Ubaydah ← 預言者

それは彼(ムハンマド)が最後に語ったことであり、彼は次のように言った。「ヒジャーズからユダヤ教徒を追い出せ。アラビア半島からナジュラーンの民を追い出せ。」<sup>40</sup>【著者の解釈として】アブー・ウバイド曰く：まさに預言者は、彼らの契約違反やスルフ締結後に彼らが引き起こしたこのためにそのようにいったのではないかと我々は思っている。それはウマルが彼らをそこ(ナジュラーン)から追放する以前に彼らに宛てて書いた書簡の中において明らかである<sup>41</sup>。

この章において、アブー・ウバイドは、ナジュラーンの民の追放はムハンマドが遺言で命じたことであり、ムハンマドが彼らの追放を命じた原因は彼らの契約違反(スルフの条件に関する違反)や不正行為であったと解釈している。ウマルはムハンマドの遺命を実行したのである。

一方で、アブー・ウバイドは、「神の使徒と彼の教友がスルフを締結した人々に対して書いた諸契約書の章」において、ナジュラーンのキリスト教徒に対するムハンマドの契約の内容を紹介した後で、ナジュラーンの民の排除に関して次のように言及している。

—504—【イスナード】Abū Ayyūb ← °Īsā b. Yūnus ← °Ubayd Allāh b.  
Abī Ḥumayd ← Abū al-Maliḥ ← 預言者

アブー・アイユーブは同様のこと(ムハンマドの契約内容)を述べ、それに加えてこのように述べている。神の使徒が逝去した時、彼ら(ナジュラーンの人々)はアブー・バクルの下にやってきた。そこで彼は彼らのためにこの契約を遂行し、彼らのために神の使徒の契約書とほぼ同様の証書を書いた。ウマル・ブン・アルハッターブが統治を任された時、彼らは彼の時代に利子を取るようになった。そこでウマルは彼らを放逐し、彼らのために次のような証書を書いた<sup>42</sup>。

このように別の章では、ナジュラーンの民の追放原因は彼らがウマルの時

代に利子を取ったことであったとアブー・ウバイドは明記し、更にウマルの証書に関してコメントを加えている。アブー・ウバイドは、ムハンマドの時代からおそらくは契約違反があったため、ムハンマドが追放を指示したという説と、ウマルの時代のナジュラーンの民が利子の取得という契約違反を犯すようになったためウマルが追放令を出したという矛盾する2説を別々の章で言及し、コメントまで付している。この矛盾に関連して、シュムッカーは、ナジュラーンのキリスト教徒およびハイバル、ワーディー・クラ、ナジュラーンのユダヤ教徒などを追放せよという指令をムハンマドが出し、「アラビア半島に2つの宗教があってはならない」という見解を示したという伝承はアブー・ウバイドの創作であると見なし得ると論じている。アブー・ユースフが「危惧」説のみを原因としていることに加えて、シャーフィイーがこのような追放指令やムハンマドの言について全く伝えていないということもシュムッカーはその論拠として指摘する<sup>43</sup>。しかしながら、ムハンマドによる追放令はマーリク・ブン・アナスの『ムワッタア』にも見られるので、アブー・ウバイド自身の創作と見なすことはできない。確かなことは、この文言が少なくとも8世紀半ば頃までにはハディースとして知られるようになっていたことであろう。

アラビア半島に2つの宗教が併存してはならないというムハンマドの遺言、そしてそのような遺言を彼が残した理由(利子の取得も含めたナジュラーンの民の契約違反)、ウマルの時代のナジュラーンの民に対する退去令、これらのことをアブー・ウバイドは結びつけて説明しようと試み<sup>44</sup>、ウマルの行為を正当化しようとしていることは確かである。一方、8～9世紀頃の他の史料においては、アブー・ウバイドの主張するようなムハンマドの指令説と利子の取得とは必ずしも明確な形では結びつけようとされていない。しかしながら、既にウマルの異教徒政策を正当化するために学者達が解釈と論議を展開しつつあったことは注目に値する。

#### (4) Ru<sup>ʿ</sup>āsh の事例

今まで見てきた史料では、ナジュラーンの民の契約違反については、利子

の取得を除いて具体的内容は示されていない。しかしながら、ムハンマドの契約書における利子の取得条項自体が、ウマルの政策変更を正当化するために後代に挿入された可能性が高いことから、別の要因を検討する必要が出てくる。それに関連して、アブー・ウバイドは伝承—277—においてナジュラーン地方のルーシュの村の事例として、我々 ← Ibn Abī Zā'idah ← Ibn °Awn というイスナードで興味深い記録を残している。

【イブン・アウン】曰く、Muḥammad b. Sirīn が私にこう言った。「ジュバイルの息子の某の下で私が読んだ書簡(証書)を見てください。」彼はそれについて Ziyād b. Jubayr に話をした。彼は言った。「私が彼にその話をするると彼は私に【その証書】差し出しました。その証書にはこう書かれていました。」：慈悲深き神の御名において。信徒の長ウマルからルーシュの住民全てに。汝らに平安あれ。私は汝らに対して、その方以外に神のないアッラーを賞賛する。さて汝らは、自分たちはムスリムであると主張した。それから後にそれを撤回した。汝らの中で悔い改めて和平を締結する者については、その背信が彼に害を与えることはない。我々は彼と親密な友好関係を築くであろう。滅ぼされないようによく覚えておけ。汝らの中でイスラームを受け入れる者は良き知らせを享受するであろう。キリスト教以外を拒絶する者については、断食月の残りの10日以降、ナジュラーンのキリスト教徒で我々の目に触れた者からは私の安全保障(ズィンマ)が解消される。さらに、ヤアラー<sup>45</sup> は書簡を書いて、次のように説明する：取るに足りない強制や威嚇を別として、彼は汝らの内の誰かにイスラームを強制したり、懲罰を与えたりすることはない。さらに、既に私はヤアラーに汝らから汝らが土地から獲得したものの半分を徴収するように命令を出した。私は、汝らが和平を保つ限り、汝らから土地を奪うことを望まないだろう<sup>46</sup>。

この記録によれば、ナジュラーン地方のルーシュ村の住民の追放は、一度はイスラームを受け入れたにもかかわらず、それを撤回したことに原因づけられている。ルーシュの契約違反は背教、即ち改宗表明の撤回であり、悔悟してムスリムに戻るならば処罰はされないが、キリスト教に固執するな

らばウマルのズィンマを取り消され、追放に処される。このルアーシュの事例に関して、先行研究の中ではシュムッカーが特に詳しく検討している<sup>47</sup>。彼はルアーシュの事例とナジュラーンの都市、さらにはヤマン全体に関するウマルの政策とを関連づけて検討しようと試みている。タバリーの言及するヤァラー・ブン・ウマイヤのヤマンの徴税官としての役割と、ルアーシュの事例における彼の役割との類似性から、ルアーシュのキリスト教徒の追放と帰順したムスリムの受け入れを、ナジュラーンのキリスト教徒の追放の原因と追放時の状況に置き換えることができる可能性を指摘しながらも、シュムッカーは伝承の「創造過程」に注目しているために、議論がずれていく。しかしながら、ルアーシュの事例がナジュラーンのキリスト教徒の追放原因を窺い知る大きな手がかりとなるという指摘は重要である。

従って、上記のA～Dまでの理由（ムハンマドの遺志、利子の徴収、ムスリムにとっての脅威、内紛による自発的移住申請）に加えて、E）イスラームへの改宗と背教、その後のキリスト教の固持も検討されるべきであろう。

##### (5) 退去令の原因とその社会的背景

AとBは基本的に同じ性格のものであり、ウマルによるムハンマドの契約変更と退去令を正当化しようとする後代の学者の意図がその背後に見られることは明らかである。ムハンマドの契約条項に利子の禁止が含まれていたという記録は、シュムッカーの言うところの「不条理」なものであり、ウマルの行為を正当化するために挿入された条項と見なすのが妥当である<sup>48</sup>。8～9世紀の法学論争において、ウマルによるムハンマドの契約変更を正当化しようとした代表的学者はアブー・ウバイドである。彼はムハンマドの時代からすでにナジュラーンの民が契約違反を行っており、そのためムハンマドが「アラビア半島に2つの宗教があってはならない」という言を残したと注釈するが、推測の域を出ておらず我々にとっては説得力に乏しい。利子の取得を追放原因とするハディース集も、ナジュラーンの民、或いはユダヤ教徒やキリスト教徒のアラビア半島からの追放を命じたムハンマドの指令がアブー・バクルの時代に実行されず、ウマルの時代になって実行された理由について何



も言及していない。ウマルは単にムハンマドの指令に従ったと記されているだけである。少なくとも歴史研究においてこの2つを排除令の発令原因として取り上げるのは難しい。

バラズリーは、彼が列挙している複数の原因の一つとして、ナジュラーンの民の人口増加がウマルに危機感を抱かせたと記録し、アブー・ユースフもムスリムのためにウマルが彼らに危惧を覚えたことが彼らの排除の原因であったとしている。そこで、ウマルの即位に至るナジュラーンおよびヤマンの状況について考えてみると、ウマルが彼らの存在を「イスラームに対する脅威」と見なしたというC説はかなり説得力を持つように思われる。ウマルの危機感の背景には、アブー・バクルの時代のナジュラーンの状況、さらに遡ってムハンマド時代のナジュラーンの民の動向とマディーナ政権との交渉の経緯があったと考えられる。

ムハンマドは晩年、アスワドのリッダ勃発直前の不安定な状況下でナジュラーンのキリスト教徒の使節を迎え入れ、彼らと和平条約を締結した。前稿で検討したように史料の伝える契約書の内容には多くの疑問があるにせよ、ムハンマドとの契約に2000着のフッラの納入と武器の供与・軍事協力が存在したことを否定する根拠はない<sup>49</sup>。但し、実際に履行されたのは後者のみであり、フッラおよびそれに相当する税の納入は行われなかったと考えられる<sup>50</sup>。ムハンマドの後継者となったアブー・バクルはムハンマドの契約を更新し、友好・協力関係を継続してリッダ鎮圧への支援をナジュラーンに求めたと考えられる。アブー・バクルは軍事援助を確保したが、この時も後代の史料がジズヤと見なしたような税が納入された可能性は低い。以上の歴史的背景を踏まえて、ウマルがナジュラーンの民の存在に抱いた危惧を検討する必要がある。

リッダを収束させるまでマディーナ政権はナジュラーンの協力が必要、おそらくは必要不可欠であったと考えられる。しかしながら、リッダ鎮圧後のウマルの即位時には、マディーナ政権はアラブの軍事力の統合に成功し、征服戦の拡大によって流入した膨大なフムス収入によって軍事・経済的にアラビア半島内で比類ない勢力となっていたと推測される。一方で、征服戦の成

功はアラブ社会全体にも巨額の富をもたらし、非ムスリムも経済的興隆の恩恵に浴したと考えられる。ナジュラーンでもキリスト教徒の人口増加や生産活動・商取引の拡大が進展したと想定しても無理はないだろう。人口増加に関してはアブー・バクルの即位時に既に 40000 名に及んでいたと記録されているので、経済発展を象徴した表現かもしれない。このような状況は同時期に追放された各地のユダヤ教徒に関しても蓋然性が高い。ウマルがナジュラーンのキリスト教徒の繁栄に対して危機感を募らせ、後背の憂を取り除くために、強力な軍事力を背景として彼らの移住政策を敢行した可能性は大いにあるだろう<sup>51</sup>。

一方で、先進地域であるイラク・シリアへの移住は、一部のナジュラーンの民にとってメリットがあった可能性もある。征服戦の進展によってアラブ・ムスリムだけでなく彼らにも新天地が開かれたわけで、加えてそこは先進地域であった。ヤマンにおいてムスリム優位の状況下に従来からの限られた商業や生産活動を継続するよりは、拠点を先進地域に移す方が魅力的であったかもしれない。そのような彼らの姿勢がD説に反映しているとも考えられる。ここでナジュラーンの民の移住に際して命じられた優遇措置も注目される。次章で詳しく検討するが、彼らには移住によって喪失した不動産と同等ものが与えられ、2年間の免税措置、安全保障その他様々な優遇措置が採られたことが伝えられている。一方で、政権を確立したウマルは当然のことながら2000着のフツラをはじめとする「税」の納入を残存者に対して要求したであろう。そしてナジュラーンにはそれを拒否するだけの実力はなかった。「内紛」が理由とされたのは、ナジュラーンの民の全てが移住の対象となつたわけではなく、税を支払ってナジュラーンに留まった者もいたからであろう。ムスリム史料は彼らをイスラームに改宗したものと認識したのではないか。このように彼らのイラク・シリアへの「追放」は自発的移住という側面を持っていた可能性も否定できない。但し、移住者全てが自発的であったと見なすことにはかなり無理がある<sup>52</sup>。

更にE説を提示するルアーシュの事例も看過できない。ナジュラーンのキリスト教徒とムハンマドの契約には、イスラームの受け入れに関する条項は

ない。もしもルアーシュの民に起こった歴史的展開がナジュラーンにも該当するとすれば、ナジュラーンのキリスト教徒の中には契約の後に自発的にムスリムとなった人々が存在し、リッダの間に背教したということになる。ここでウマルの主張する「背教」の意味を考える必要がある。前章で検証したように、ナジュラーンの民はリッダ期間を通してマディーナ政権を支持していたと考えられる。ムハンマドもアブー・バクルも彼らがキリスト教徒のまままで協力していたことに何の不都合も感じておらず、史料の記述に従えば、彼らの信仰の保持だけでなく教会や聖職者にも保護を約束している。しかしながら、政権が確立した後に即位したウマルは、従来の友好・協力政策を転換し、協力関係ではなく服属を明白にすることを迫り、それを受け入れない者に対して退去令を発したのではないだろうか<sup>53</sup>。その際にムハンマドの契約書にある信仰維持に関する保護規定に抵触することを回避するために、マディーナ政権に協力したことはイスラームを受け入れたことであるとウマルが解釈したと考えても余り無理はないように思われる。少なくとも、ウマルが自己の政策を正当化するために用いた方便としてはあり得るだろう<sup>54</sup>。ルアーシュの事例は具体的でウマルの方針が明確に現わされており、この記録を創作物と見なす根拠は何もない。

史料の伝える様々な追放原因の中で、当時のアラビア半島の社会状況から考察すると、C説が最も説得力があるように思われる。一方で、ナジュラーンの民の追放令は複数の動機と政治・社会的背景の下に発布されたと複合的に考える必要もある。ウマルは同盟者であったナジュラーンの民の隆盛に危機感を抱き後背の憂と見なした。また、ウマルはマディーナ政権の強勢を背景として、従来からの同盟関係ではなく明確な服属関係を新たに彼らと構築しようと思図したとも考えられる。一方で、ナジュラーンの民の中にもムスリムの移住運動の波に乗って新天地を求める者もいた。追放原因に関する様々な説を比較検討すると、後代の学者たちが注目するムハンマドの遺志や利子の取得の問題は、アッバース朝期の法学論争の観点から検討されるべきものであり、ウマルによる対ナジュラーン政策——さらにはアラビア半島統治政策——の変更現実問題として関わってはいなかったと考えられる。い

ずれにせよ、ウマルの政策変更はナジュラーンの民の歴史にとって大きな転機であったことは確かである。それは彼らの提訴を通してその後のムスリム国家の異教徒政策にも影響を与えていったのである。

#### (6) ウマルの証書の内容に関する記録

ここでウマルの退去令、または移住を命じた文書の内容を検討する必要がある。本章の最初でタバリーの伝えるヤァラーに対するウマルの命令を引用したが、その際ウマルはキリスト教徒の信仰に留まる者を追放して彼らの土地を没収した上で、「我々は旧所有地と同様の土地を彼らに与えるであろう。彼らに関する我々の義務を確認し、神が命令なさったこのことについて彼らへの庇護（ズィンマ）を成し遂げるために。農地の中で彼らの隣人のものとなっているものについては、彼らとヤマンその他の彼らの隣人との間で交換するように」と述べている<sup>55</sup>。表現は曖昧であるが、ナジュラーンの民から没収した土地の代わりに移住地で同等の価値の土地を与え、その際に、恐らくはリッダ中に敵対する隣人に奪われていたナジュラーン近郊の農耕地帯の彼らの所有地も元に戻して計算することを約束したと理解し得る。これはムハンマドが彼らの財産を保障し、彼らがリッダを通してマディーナ政権を支持したと思われることから、ウマルとしては当然支払うべき代償であったと考えられる。

ウマルの証書の全文の引用を掲載しているのは、イブン・サウドとアブー・ユースフであり、その文面はほぼ一致している。

これは信徒の長ウマルがナジュラーンの民のために書き記したものである。彼らの内に出ていく者については誰でも神の保証によって安全が保証される。神の使徒とアブー・バクルが彼らのために認めたことを履行して、ムスリムの内の何人も彼らに危害を与えることはない。一方、彼らが遭遇した<sup>56</sup> シリアやイラクの軍司令官（アミール）達は誰でも彼らに耕作地 *jarib al-ard*<sup>57</sup> を分け与えよ。彼らが働いて得たものは彼らのサダカであり<sup>58</sup>、彼らの元の所有地の代わりに彼らに与えられた代替である。彼らは誰に対しても自由であり、損害を被ることはない。さて、ムスリ

ムの男の誰かが彼らと共にいるなら、その者は彼らに不正をなす者に対して彼らを援助せよ。彼らはズィンマを有する人々であるからだ。彼らから徴収されるべきジズヤは、彼らが出発した後24ヶ月間放棄される。彼らは、不正を被ることも攻撃されることもなく<sup>59</sup>、彼らが働いて得た彼らの私有地<sup>60</sup>【にかかる税】以外に負担を課されることはない。ウスマーン・ブン・アッファーンと Mu'ayqib b. Abī Fāṭimah<sup>61</sup> が証人となった<sup>62</sup>。そしてイブン・サッドは彼らの一部の者達はイラクに向かい、クーファ近郊にあるナジュラーニーヤに居住したと伝えている。ムハンマドの契約書の内容に様々な相違と問題点が存在しているのとは異なり、ウマルの証書に関する両者の記録はほぼ一致しているので、信憑性は高いと考えられる。内容を纏めると、①彼らの内の移住者に対する安全保障の約束、②彼らに耕作地を分与せよというシリアとイラクの軍司令官への命令、③彼らに対するムスリムの保護義務の確認、④24ヶ月の免税、⑤彼らに対する不正行為や不正課税の禁止、となるだろう。これらの条項から、ウマルが移住者に対して様々な配慮を示し、ムスリムに対する彼らの権利を明確に規定したことが分かる。証書の内容は、ウマルがナジュラーンの民を追放したというより、補償を明確にした上での集団移住させる政策を採ろうとしたことを示している。ナジュラーンの民を危険分子と見なしてその勢力削減或いは消滅を計るというよりは、彼らに生産手段を保障し、彼らの生産力の維持を図り、移住後も彼らを経済的に利用していこうという意向が現れているように思われる。ムスリムからの侵害や攻撃を阻止することにも注意が払われているが、キリスト教徒の彼らに対して既にムスリムからの圧迫が見られるようになっていた状況が窺われる。移住後のナジュラーンの民が権利の保障を繰り返し政府に提訴していくことを勘案すると、この時代以降の彼らに対するムスリムの不正行為や不正課税を先取り的に取り上げている可能性もあるだろう。

他の史料はウマルの証書についてその一部を掲載しているに過ぎない。しかしながら、それらの中にはウマルの証書の内容に微妙な修正を持ち込み、法律問題の議論に組み込もうとしていく傾向が見られる。バラズリーはウマルの証書について複数の伝承を伝えているが、最も簡明で且つタバリーの

言及に近いのは、「ウマル・ブン・アルハッターブがカリフになると、彼はナジュラーンの民をナジュラーニーヤに移住させ、彼らの不動産と動産を買取した<sup>63</sup>」という伝承である。一方、バラズリーはイスナードを示さずに人々の言としてウマルの書の文言についてこう引用している。

さて、シリアやイラクの住民が彼らに遭遇したならば、彼らに耕作地 ḥarṭh al-arḍ を分け与えなさい。彼らが働いて得たものはヤマンの土地の代わりに彼らのものとなる<sup>64</sup>。

ウマルの証書を授けられたナジュラーンの民は散開し、一部はシリアに、一部はクーファ近郊のナジュラーニーヤに住み着いたという。ナジュラーンのユダヤ教徒もキリスト教徒と共に和平を結んだとも記録されている<sup>65</sup>。さらに、ウスマーン・ブン・アッファーンがカリフになった時、彼の下に陳情に到来したナジュラーンの民の指導者たちを迎えた際のウスマーンの言においても、この証書の内容が確認される。そして、バラズリー自身のコメントとして、「私は彼ら（学者たち）の一部が荒廃地 *kharīb al-arḍ* といっているのを耳にした」と述べている<sup>66</sup>。

同様の記録は法学関連史料にも見られる。アブー・ウバイドは、「神の使徒と彼の教友がスルフを締結した人々に対して書いた諸契約書の章」において、*Abū Ayyūb* ← *ʿĪsā b. Yūnus* ← *ʿUbayd Allāh b. Abī Ḥumayd* ← *Abū al-Maliḥ* ← 預言者というイスナードでムハンマドとナジュラーンの民の契約書について言及した後で、アブー・アイユーブの付加情報としてウマルの証書を引用している。

「(前略) さて、シリア或いはイラクの軍司令官達 (アミール) の中で彼らと出会ったものは誰でも、彼らに荒廃地 *kharīb al-arḍ* を分け与えよ。彼らが働いて得たものは神の御ために彼らのものであり、彼らの土地の代償である。」曰く、彼らはイラクにやってきて、ナジュラーニーヤに拠点を構えた。それはクーファの村であった。アブー・ウバイド曰く、私の意見では *kharāb* ではないかと思う。しかしながら、書写人は *kharīb* と書いている<sup>67</sup>。

この前にナジュラーンの民の退去令の原因は利子の取得であったことが述

べられている。アブー・ウバイドは耕作地に関しては何も言及せず、ナジュラーンの民に認められたのが荒廃地であることを前提に単語の真偽を問題にしている。このように9世紀頃から学者たちの一部は、ナジュラーンの民に代償として与えられた土地が耕作地か荒廃地かという議論を展開し始めていた。ウマルの証書の全文を引用しているイブン・サウドとアブー・ユースフの記録は細部を除いて同じであり、代替地に関しても「耕作地」で一致している。従ってウマルが認めた証書の内容として、それらの記録を否定する理由は何もない。それにもかかわらず、荒廃地であると主張する学者たちが現れ、その説が正当化されていく傾向が見られるのは興味深い。この趨勢は移住後のナジュラーンの民の権利の主張とムスリム政府への働きかけに深く関わっていると考えられる。彼らはムスリムからの圧迫や彼らに課された税に関して提訴を繰り返し、権利を主張していくが、そのような彼らの動向に対して賛同と批判両方がムスリムの間に起こってくる。ウマルの退去令を如何に解釈するかという問題は、学者間の議論だけでなくその後のムスリム政府の政策にも影響を与えていったのである。

## 小結

- ① ナジュラーンの民への退去令の動機の中で、ムハンマドの遺言と利子の取得は、ウマルの行為を正当化するために後代の法学論議の中から生み出されたものと考えられる。
- ② ウマルによるナジュラーンの民の移住政策は、マディーナ政権の権力の確立を背景として行われた。ムハンマドやアブー・バクルの時代とは異なり、ウマルは同盟者としてのナジュラーンの民の支援を必要としなかった。
- ③ ウマルはナジュラーンの繁栄に危機感を抱き、圧倒的な軍事力を背景としてナジュラーンの民のアラビア半島からの排除を敢行したと考えるのが最も妥当と言える。
- ④ ナジュラーンの民の一部が積極的に移住しようとした可能性も否定できないが、それが全体に当て嵌るとは考えられない。

- ⑤ イスラームに改宗したナジュラーンの民の一部が背教したことが追放原因であるとも考えられるが、その際はマディーナ政権側の「イスラームの受容」と「背教」の解釈について慎重に考える必要がある。
- ⑥ ウマルの証書には移住民への保護規定や優遇措置も明記されているので、追放というより集団移住政策であったと性格づけることができる。
- ⑦ ウマルの証書がムスリムに対してナジュラーンの民の保護を命じ、財産侵害を禁止しているのは、既にキリスト教徒に対する圧迫が始まっていたことを示唆している。一方、この時代以降のムスリムの不正行為や不正課税を先取的に取り上げているとも考えられる。
- ⑧ ナジュラーンの民には耕作地ではなく荒地が分け与えられたと解釈するなど、9世紀頃からウマルの証書を法学論議の中で都合良く解釈する傾向が見られてくる。

### 第3章 追放後のナジュラーンの民の動向

#### (1) ウスマーン・ブン・アッファーンへの使節派遣

歴史的史料の中では、唯一バラズリーがウスマーン・ブン・アッファーン時代のナジュラーンの住民の動向を伝えている。彼はヤフヤー・ブン・アードムからの伝承を典拠として、次のように述べている。

ウスマーン・ブン・アッファーンがカリフになった時、彼は al-Walid b. ʿUqbah b. Abī Muʿit<sup>68</sup> に手紙を書いた。彼はクーファの行政官（アーミル）であった：さて、ナジュラーンの市長 al-ʿāqib と主教 al-usquf と指導者階級の者達 al-surāt が、神の使徒の契約書を持って私の下にやってきた。そしてウマルの規定を私に示した。私はこの事に関して ʿUthmān b. Ḥunayf<sup>69</sup> に尋ねた。すると彼は私にこう知らせた。かつて彼は彼らのことに関して調査した。すると彼ら（ナジュラーンの民）の土地から彼らを閉め出すために、ディフカーン<sup>70</sup> 達が害を加えていることを発見した。そこで私（ウスマーン）は神のために、そして彼らの土地の賠償のために、200 着のフッラ<sup>71</sup> を彼らのジズヤから免除した。私は汝に彼らの



事を任せる。彼らはズインマを有する民である。私（バラーズリー）は、ウマルが彼らのために「さて、シリアやイラクの住民が彼らに出会ったならば、彼らに耕作地 *harth al-arḍ* を分け与えよ。」と書き記したと一部のウラマーが言っているのを聞いた。私は他の者が「荒廢地 *kharib al-arḍ*」と知っているのを聞いた<sup>72</sup>。

この記録から、イラクに移住後の彼らが現地のディフカーンによって新たに獲得した土地財産を侵害されていたことが分かる。そのような窮状をナジュラーンの民の代表がウスマーンに提訴し、納入するフッラの減額を認められた。ウスマーン・ブン・フナイフは、ウマルがサワード総督に任命した人物であるので、ウマルの時代に移住後のナジュラーンの民に関する調査が行われたと考えられる。アラビア半島からの移住後もマディーナ政権がナジュラーンの民に高い関心を抱いていたことが確認される。アブー・ウバイドも前述のアブー・アイユブからの伝承としてほぼ同様のウスマーンの書簡の文面を伝えている<sup>73</sup>。ムスリムの行為に関して擁護的なアブー・ウバイドの記録においてさえも、イラクのディフカーンによる不当な土地の侵害が報告され、200 着のフッラの納入減額も明記されているのである。

一方、アブー・ユースフはイスナードによる典拠なしにワリード・ブン・ウクバに宛てたウスマーンの書簡の文面を次のように引用している。

慈悲深い神の御名において。神の僕ウスマーン信徒の長からワリード・ブン・ウクバへ。汝に平安あれ。私は彼の他に神なきアッラーを讃える。さて、イラクにいるナジュラーンの民の主教と市長と指導者達が私の下にやってきて不平を訴えた。彼らは私にウマルが彼らに対して定めた規定を示した。私はムスリム達が彼らを襲撃したことを既に知っていた。私は彼らのジズヤから 30 着のフッラを減免し、至高なる神のためにそれを放棄した。神への賞賛は偉大である。ウマルがヤマンにあった彼らの土地の代替として彼らに認めた彼らの全ての土地を私は彼らの為に補償する。彼らに関して責任を持て。彼らはズインマを有する集団である。私と彼らとの間は友好関係にあった。かつてウマルが彼らのために書き記した文書を見よ。それに書かれていることを彼らに成し遂げよ。汝が

彼らの文書を読んだなら、彼らに対してそれを再びなせ。平安あれ。  
Ḥumrān b. Abān が 27 年のシャーバーン月半ば (648 年 5 月半ば頃) に  
これを書いた<sup>74</sup>。

バラズリーとは税の減免額が異なり、ナジュラーンの民の提訴の原因は  
ディフカーンではなく漠然と「ムスリムによる襲撃」になっているが、イラ  
ク移住後の彼らが現地のムスリムによって財産を侵害されたため、その代償  
としてフッラの納税額を減免されたことについては同じである。サワードの  
ディフカーン層のイスラーム受容は、征服後急速に進んでいたと考えられる  
ので、アブー・ユースフが「ムスリム達」と述べているのは彼らのことであ  
ると見なして良いだろう。さらに、この引用文はウマルの証書が確かに存在  
し、その後のナジュラーンの民に対する統治政策の基礎をなしたことを明ら  
かにしている。ウマルの証書は移住後のナジュラーンの民の安全や財産を保  
障し、ムスリムの不正な侵害を禁止するものであった。マディーナ政権はそ  
の規約を誠実に実行し、ナジュラーンの民との友好関係を継続する姿勢を  
保ったのである。

マディーナ政権の保護政策にもかかわらず、既にウマルの治世からイラク  
のナジュラーンの民が移住地の住民の有力者層によって新たに獲得した土地  
財産を侵害されていた状況を、上記の記録は明らかにしている。その提訴を  
受けたマディーナ政権は彼らの側に立ち、ムスリムに侵害された土地の代償  
として減税措置を打ち出した。ディフカーンに篡奪された土地が返還された  
か否かは記録がないが、当時のサワードの在地社会におけるディフカーン層  
の影響力の大きさを考慮すると、取り戻せなかった可能性が高いと思われる。  
そのためにジズヤの減免という補償が命じられたと考えられる。バラズ  
リーとアブー・ウバイドの記録が一致しているので、恐らくは彼らの説、フ  
ッラの納税額を 200 着、即ち 10% ほど減額したというのが正しいと思われ  
る。ムハンマドの契約書によると 1 着のフッラは 1 ウーキーヤの価値のあるも  
でなくてはならず、それは 40 ディルハムに相当する<sup>75</sup>。金額にして 8000 ディ  
ルハムの補償を受けるに相当する土地財産の侵害を彼らは被ったということ  
になる。

ウマルの保護規定にもかかわらず、移住地におけるナジュラーンの民の社会基盤は脆弱であった。ウマルはそれを見越して証書を認め、彼らが土地を獲得する権利を保障し、ムスリム達が彼らの不正や襲撃を行わないように彼らに対するズィンマを確認したとも考えられる。いずれにせよウマルの保護令は実際にはあまり効果はなかったようである。しかしながら、マディーナ政権が一貫してナジュラーンの民を保護し、彼らに様々な便宜を図ろうとしている姿勢を維持している点は注目に値するだろう。フツラを生産・販売する技術を有するナジュラーンの民は有益な存在であり、彼らを「契約違反をした」異教徒として滅ぼすのではなく、ムスリム国家にとって脅威になるほど強大化しない限り、保護を与えて利用するというのがマディーナ政権の基本姿勢であったと言えるだろう。この姿勢はその後も継承されていく。

## (2) アリー・ブン・アビー・ターリブへの提訴

移住したナジュラーンの民とマディーナ政権との関係が安定的であったとは言い難い。彼らは移住を受け入れたものの、やはり故郷ナジュラーンへの帰還を切望していた。アブー・ユースフは、アリー・ブン・アビー・ターリブの即位後にナジュラーンの民がウマルの退去令を撤回して彼らに帰還許可を与えるように提訴しにやって来た話を伝えている。彼が伝えるところの al-Aʿmash<sup>76</sup> が Sālim b. Abī al-Jaʿd<sup>77</sup> から聞いた話では、アリーがイラクにやってきた時、ナジュラーンの主教がアリーの下に到来したという。その主教は赤い革に書かれたムハンマドの契約書を携えていた。彼はアリーに故郷への帰還の許可を求めて、「信徒の長よ、あなたの御手で書かれたもの(証書)とあなたのお言葉による仲裁を私はあなたにお願い申し上げます。つまりあなたが我々を故郷の地に戻してくださるということ。を。」といったが、アリーは彼らを帰還させることを拒絶し、「何ということだ。ウマルは正しい処置をした。」といったという。これに続いて、ウマルが彼らを移住させた原因は彼らに危惧を抱いたからであり、既に彼らは馬や武器を準備して反乱を企てていたので、ウマルは彼らをヤマンのナジュラーンから移住させ、イラクのナジュラーンに居住させたと記述している。ナジュラーンの民は、アリーが彼

らの排除に関するウマルの行いに反対であれば、彼らを帰還させるだろうと思っていたという。それからこの時アリーが彼らに与えた証書の内容を引用している<sup>78</sup>。

慈悲深き神の御名において。これは神の僕アリー信徒の長からナジュラーニーヤの住民への証書である。汝らは私の下に神の預言者の書簡を持ってやって来た。その中には汝ら自身、汝らの財産に関する汝等のための規定が書かれていた。私はムハンマドとアブー・バクルとウマルが汝らのために書き記したことを履行する。彼らの下にムスリムがやって来た場合も、彼らのためにそれを為し遂げよ。そして彼らに危害を与えず、彼らに対して不正を働かず、彼らの権利を一つたりとも削減するな。°Abd Allāh b. Abī Rāfi° が、神の使徒がマディーナに入ってから 37 年目のジュマダー II 月 10 日<sup>79</sup> にこれを書いた<sup>80</sup>。

バラズリーもアブー・ユースフと同じく、アウマシュがサーリム・ブン・アビー・ジャッドから聞いた話として、アリーの下に到来したナジュラーンの使節について言及している<sup>81</sup>。既にウマルの退去令の原因の項で引用したが、ナジュラーンの民の人口が 40000 人に達し、彼らの間に対立が起きたため、彼らはウマルの下にやって来て移住を求めた。彼らがムスリムにとって脅威だと見ていたウマルはこの機を逸せず彼らを移住させた。その後ナジュラーンの民は後悔し、ウマルの下に到来して「前言を取り消したいと思いません」といって故郷への帰還を求めたが、ウマルはそれを否認したという。アリーが即位すると彼らは彼の下に到来して帰還の許可を求めたが、アリーは「ウマルは正しい処置をした。私はそれに反することをしようとは思わない。」といったという。アブー・ユースフとバラズリーの記録は伝承経路も同じであり、内容もほぼ一致している。但し、ナジュラーンの民がウマルにも帰還を懇願していたことを伝えているのはバラズリーのみである。

この 2 つの記録ほど詳しくはないが、アブー・ウバイドも複数の伝承経路からの情報を併記し、さらに注釈を加えている。まずアブー・ユースフと同じサーリム・ブン・アビー・ジャッドからアウマシュを経た情報<sup>82</sup> として次のように述べている。

ナジュラーンの人々がアリーの下にやってきてこう言った。「あなたのお言葉で仲裁してください。そしてご自身の手であなたの証書を書いてください。ウマルは我々を我々の土地から追い出しました。ご厚意でもってそれを我々に返してください。」すると彼はこう言った。「汝らに災いあれ、ウマルは正しい処置をした。私はウマルの行為に何も変更することとはしない。」

更にこの後で、アブー・ウバイド自身の情報として同じイスナードに基づき、「もしもアリーの心にウマルに対する異論があったなら、それは【ナジュラーンの民に】利益をもたらしたであろう」と彼ら（ナジュラーンの民）は言っていたと付け加えている。ナジュラーンの民は、アリーがムハンマドの契約書に反するウマルの移住政策に対して反対していると思い、帰還の許可を期待したとアブー・ウバイドは考えたようである。

また、ウマルの政策に関するアリーの意見として、クーフアにやってきた時、アリーは「私はウマルが厳しくした契約を緩めるためにやってきたのではない。」と言ったことをアブー・ウバイドは別の伝承経路で伝えて、「アブー・ウバイド曰く、スルフの民であるナジュラーンの住民の追放に関して、ウマルは預言者から伝えられた彼らに関する特別な伝承に根拠を求めたと思う。」と彼自身の解釈を付加している<sup>83</sup>。この他にヤフヤー・ブン・アードムの『税書』の中にも、アリーがウマルの政策を支持・継承したことを確認する記録が見られる<sup>84</sup>。

イラクに移住したナジュラーンの民は、クーフアにいたアリーの下に使節を送り、赤い革に書かれた神の使徒ムハンマドの契約書を示してウマルの退去令に対する仲裁、即ち移住命令の撤回とそれを認めた証書を懇願した。彼らがそれを期待したのは、ウマルがムハンマドのズィンマ契約に相反する形でナジュラーンの民を移住させたことについて、アリーが否定的な意見を持っており、追放令を撤回する可能性があったからであると伝えられている。マディーナ政権において歴代カリフと距離を置いていたアリーの政治姿勢を考慮すると、彼がウマルの政策に反対していた可能性は高い。それ故、アリーが彼らの要請を拒否し、ウマルの決定に従うと明言したことが特に記録に残

されたと思われる。伝承者が親アリーの人物であることには注意しなくてはならないが、アリーの言と判断を否定するような他の伝承は見られない。従って、この時アリーがウマルのナジュラーン政策を継承したのは確かであろう。

アリーは新たな証書を認め、そこでは神の使徒とアブー・バクルとウマルが定めたことを実行する明記し、ナジュラーンの民のズインマを確認している。ナジュラーンの民を保護し、その生産力を確保する政策が、イラクへの移住策も含めて継承されたのである。アリーの証書にウスマーンの名前が言及されていないことから、彼が定めた税の減免措置は継承されなかったと推測される。ウスマーンの認めた減税という更なる優遇策はアリーによって無視された可能性が高い。ウスマーンの政策はウマイヤ朝のナジュラーン政策に受け継がれていくが、それに関しては次稿で取り扱う。

### (3) 第1次内乱との関わり

ここでこの出来事の背景として、アリーが当時置かれていた状況を分析する必要がある。まず、アブー・ユースフが明記しているアリーの契約書の日付に注目しなければならない。ヒジュラ 37 年ジューマダー II 月 10 日 (657 年 11 月 23 日) は第 1 次内乱の政治的混乱の最中であった。第 1 次内乱期の出来事を時系列的に整理すると以下ようになる。

- A) ヒジュラ 35 年ズウ・アルヒツジャ月 18 日 (656 年 6 月 17 日)、ウスマーンの暗殺。第 1 次内乱の勃発。
- B) 36 年ジューマダー II 月 15 日 (656 年 12 月 9 日)、ラクダの戦いでアリーがアーイシャを擁するタルハとズバイル軍に勝利。
- C) 36 年ズウ・アルカアダ月～37 年のサファル月 (657 年 5 月～7 月末)、アリーとムアーウィヤとの間にスィッフイーンの戦いが展開。
- D) 37 年ジューマダー II 月 10 日 (657 年 11 月 23 日)、ナジュラーンの使節がアリーの下に到来。
- E) 37 年ラマダーン月或いはシャッワール月 (658 年 2 月～3 月)、ドゥーマト・ジャンダルの和議<sup>85</sup>。

- F) 37年シャッワール月(658年3月)、和議に反対してアリー軍から離脱したハワーリジュ派が<sup>66</sup>Abd Allāh b. Wahb al-Rāshidī<sup>66</sup>を指揮官として集合。
- G) 38年サファル月9日(658年7月17日)、ナフラワーンの戦いでアリー軍がハワーリジュ派軍を撃破。
- H) 40年ラマダーン月20日(661年1月27日)のアリーの殺害。

このような歴史展開の中に、ナジュラーンの民の使節がアリーの下を訪れた事件を位置づけると、シッフィーンの戦いの停戦の後、ドゥーマト・ジャングルの和議が行われるまでの時期で、既にアリー軍から和平反対派の一部が離反している状況にあった。ムスリム国家の主導権争いには決着がついておらず、アリーのカリフ位は非常に不安定なものであった。

このような状況下において、ナジュラーンの民が敢えてアリーと交渉しようとした理由はいかなるものであったのか？ 確かにイラクはアリーの本拠であり、彼とムアーウィヤとの戦いは、イラク軍とシリア軍の争いでもあった。しかしながら、ムスリムの国家は分裂状態で、アリーの勢力は分離派の動きと共に衰えつつあった。一方で、ウスマーン時代の好意的な政策にもかかわらず、ナジュラーンの民がウマイヤ家陣営にも働きかけたという記録はない。

ここで彼らが帰還を希望したヤマンの情勢を考え合わせる必要がある。当時ヒジャーズからヤマンにかけてはアリーの勢力下にあった。ヤマンはアリーの派遣した徴税官<sup>67</sup>Ubayd Allāh b. al-Abbās<sup>67</sup>の統治下であり、イラクと比べて比較的安定した状況にあったと考えられる。ナジュラーンの民がイラクにおけるアリーの勢力の不安定な状況を利用して、彼にヤマンへの帰還を認めさせようとしたことは十分にあり得る。見返りとしてアリーに対する支援をも申し出たかもしれない。アリーにとっても、イラクとヤマンは共に自己の勢力圏であり、ナジュラーンの民が何らかの経済協力を申し出れば、彼らの帰還を認可する環境は整っていたと考えられる。しかしながら、アリーは彼らのズィンマを確認して新たな証書を与えはしたが、ナジュラーンの民の移住政策を撤回せず、ウマルの政策の正当性を確認したのである。ウマイ

ヤ家と抗争中であったアリーとしては、ウマルの政策を敢えて撤回した場合、支持者の確保に影響を及ぼすだけでなく、信徒の長としてのアリーの正統性を否定する新たな口実をムアーウィヤに与えることにもなりかねないと考えたのではないか。証書においてもムハンマドとアブー・バクルとウマルの契約を履行すると書き、敢えてウスマーンの名前を捨象してウマルの政策の継承を強調している。もちろん彼がウマルの移住政策を全面的に支持していた可能性は否定できない。しかしながら、両者の統治方針に齟齬がなければ、アリーがウマルの政策の正当性を公式に認めたと特筆される必要はなかったであろう。

アリーとナジュラーンの民との交渉は、学者たちが注目するウマルの政策の正当性の問題としてではなく、第1次内乱という時代的背景と当時のイラク及びヤマンの社会情勢から検討する必要がある。正当性の根拠となる伝承はその中から流布していったのである。

#### (4) ヤマンのナジュラーンの状況

第1次内乱に関連して、ヤマンのナジュラーンについて興味深い記録が残されている。ヒジュラ40年、ムアーウィヤは Busr b. Abī Artāt<sup>88</sup> をヒジャーズのアリー派勢力根絶のために3000名の兵士と共に派遣した。ブスルはマディーナを制圧してウスマーンの政敵を一掃した後、ヤマンに進軍した。ブスルの進軍を前に、アリーの徴税官であったウバイドゥッラー・ブン・アルアップースはクーファに逃走した。ブスルはウバイドゥッラーの代官の軍を打破し、ウバイドゥッラーの2人の息子を殺害し、その後ナジュラーンにやってきた。

ヤアクービーによると、ブスルはナジュラーン入城に際して住民を集めてこう言ったという。「おお、キリスト教徒の兄弟達よ。よいか、神以外に神はいない者【一神教徒】よ。もしも汝らについて私が好まぬことが知らされたなら、私は汝らの戦死者を増やすであろう。」<sup>89</sup>この記録からナジュラーンの住民の多くはまだキリスト教徒で占められていたことが確認される。ウマルによる追放後も、ナジュラーン地方にキリスト教徒が残っていた可能性は高



いが、ブスルは市民一般に対して呼びかけているので、住民の多くがキリスト教徒であったことは間違いない。ナジュラーンに留まったキリスト教徒はイラクに移住した人々との繋がりを維持していたと考えられる。ナジュラーン入城に際して、ブスルは市民がイラクの同朋と共にアリー派に協力することを恐れ、彼らを威嚇したと見做し得る。

ブスルの率いるウマイヤ軍のナジュラーン占領の報を聞いて、アリーは Jāriyah b. Qudāmah<sup>90</sup> と Wahb b. Mas‘ūd<sup>91</sup> が率いる 2000 名規模の 2 軍団をヤマンに派遣する<sup>92</sup>。タバリーによれば、ジャーリヤ・ブン・クダーマの率いる軍団はナジュラーンに攻撃を掛け、その町を燃やして「ウスマーンの党派」の者達を捕らえて殺害したという。ブスル軍は逃走し、ジャーリヤは彼らを追撃して、マッカに入城した。マッカにおいて彼はアリーに対する忠誠の誓いをするようにマッカの人々に呼びかけ、嫌々ながらも忠誠の誓いを取り付けたのである<sup>93</sup>。タバリーの記録では、ナジュラーンの住民がキリスト教徒であったか否かには注目されていない。

ウマルの退去令によってヤマンのナジュラーンの人口がかなり減少したことは間違いない。加えて、ナジュラーンは第 1 次内乱の戦禍に巻き込まれ、住民は大きな損害を被ったと考えられる。ウマルによるキリスト教徒の追放以後のナジュラーンの住民に関しては、ヤクビーの記録しか見られないので、実際にはキリスト教徒住民のどの程度の割合が移住し、どの程度が移住せずに残ったのかは判断できない。しかしながら、ヤマンのナジュラーンがまだ「キリスト教徒の町」として認識されていたことは確かである。少なくとも「アラビア半島に 2 つの宗教が放置されてはならない」というムハンマドの遺言は現実のものとはならなかった。

## 小結

- ① イラクに移住したナジュラーンの民は、現地の有力者(ディフカーン)によって新たに獲得した土地財産を侵害されたため、マディーナ政権(ウスマーン)に提訴した。
- ② ウスマーンは移住時のウマルの保護規定を一貫して実行することを約

束し、ナジュラーンの民との友好関係を継続する姿勢を保った。

- ③ ウスマーンは土地の代償として200着のフッラ納入(8000ディルハム相当)を減免した。
- ④ イラクのナジュラーンの民はアリーがウマルの政策に対して異論を持っていることを期待して、アリーに故郷への帰還許可を求めたが、アリーはウマルの政策の正当性を確認して帰還を拒否した。
- ⑤ アリーはウマルの政策を支持し、ナジュラーンの民のズィンマを確認する証書を新たに授与したが、ウスマーンを無視する姿勢を示した。
- ⑥ ナジュラーンの民のアリーへの働きかけは第1次内乱の混乱の最中であり、彼らはその状況を利用してアリーに帰還許可を求めたと考えられる。
- ⑦ ヤマンはイラクと同じくアリーの勢力圏であったが、ウマイヤ朝軍に占領され、その際のブスルの言から当時のナジュラーンの住民はキリスト教徒が主流であったことが確認される。

## まとめとして

以上、ムハンマド没後のマディーナ政権のナジュラーン政策をウマルによるムハンマドの契約変更とイラクへの移住政策を中心に辿り、その歴史的背景と影響を検討した。ムハンマドの契約書は、フッラや武具等の物資の納入と軍事的支援を求める代わりに、アラビア半島におけるナジュラーンの民の既得権や現状維持の権利を認めたものであったと特徴付けることができる。ムハンマドの晩年にヤマンで勃発したりッダによって、マディーナ政権の統制力が低下し、ナジュラーンの民との友好・協力関係の構築が政治・軍事・経済的に重要な意味を持っていたという状況がその背景として想定される。アブー・バクルの時代も不安定な情勢は続き、それ故彼はムハンマドの政策を踏襲した。しかしながら、リッダ収束に成功したことによってマディーナ政権が安定し、征服戦の進展によって突出した軍事力と経済力を保持するようになると、ウマルは対ナジュラーン政策に新たな転換をもたらすことを決

定した。彼は「ナジュラーンの民の勢力拡大に対する危機感」によってムハンマドの保護規定を変更し、ナジュラーンの民の移住政策を敢行する。一方で彼らに対して代替の土地を分与し、保護の継続と優遇措置を約束したのである。ウマルはナジュラーンの民の生産力・経済力を利用するために保護を与えるという見地からはムハンマドの政策を受け継いだといえることができる。

このようなウマルの施政方針はウスマーン及びアリーに継承されるが、次第にムスリムからの圧迫がナジュラーンの民を困窮に追い詰めていくことになる。アリーに対する帰還許可の懇願もイラクにおける困難な状況を反映していると考えられる。

本稿では第1次内乱期までのナジュラーンの民の歴史を辿り、その政治的・社会的背景を考察して、初期イスラーム時代におけるキリスト教徒の社会的・政治的な位置づけとイスラーム国家の政策について検討した。ムスリム支配下のナジュラーンの民の社会のあり方と経済状況に関する検討と、ウマイヤ朝期からアッバース朝初期における彼らの動向に関しては、次稿で取り扱うことにする。アッバース朝初期は特に彼らに対するムスリム政府の政策を法学的に正当化しようという学者たちの努力が見られはじめ、ナジュラーンの民の処遇に関する議論が活発化した時代でもある。彼らの史料解釈や正当化の手法については本稿でも若干触れたが、「最初にジズヤを治めた民」「ムハンマドが遺言で追放を命じた民」という言説が普及・定着していくのもこの時代といえるだろう。

## 注

- 1 カリフ al-khalifah という称号の使用に関してはさまざまな問題が提起されているが、ここでは便宜上慣例に則ってムスリムのウンマ（共同体）の最高指揮者を指す言葉として採用する。
- 2 タバリーの翻訳版の脚注によると、ナジュラーンの伝説的な仲裁者（裁判官）al-Af'ā b. al-Ḥusayn の子孫と推測されている。アフアーは毒蛇の意味。Blankinship, K. Y., *The History of al-Ṭabarī*, vol.10, 163. Ibn al-Kalbi の系図によると、アフアーはカフターン（南アラブ系の祖）より数えて10代目の子孫 Udad の息子 Murrah の曾孫の息子に当た

- り、同じくウダドの子マーリク（マズヒジュ）からマズヒジュ族が分かれ、その系統にバヌー・アルハーリス・ブン・カアブが属するため、明らかに彼らとは異なった集団と見なされる。Cf. Caskel, W., *Ġamharat an-Nasab, das genealogische Werk des Hišām ibn Muḥammad al-Kalbī*, Leiden; Brill, 1966, Bd. 1/258, 273.
- <sup>3</sup> al-Ṭabarī, *Taʾriḫ al-Rusul wa al-Mulūk*, 15vols, Lugduni Batavorum, 1964, 1/1987-1988.
- <sup>4</sup> Abū Ayyūb Khālid b. Zayd b. Kulayb al-Najjārī al-Anṣārī (d. 52/672). アンサールの教友。イスラーム初期の多くの戦闘に従事し、アムル・ブン・アルアースの配下としてエジプト遠征にも参加、後にアリーによってマディーナ総督に任命された。ウマイヤ朝時代になるとキプロス遠征やコンスタンティノープル攻撃に参加し、同市の包囲中に死亡した。150のハディースが彼に帰せられているがプハーリーとムスリムはそのうち少数しか真正と認めていない。Lévi-Provençal, E., Abū Ayyūb, *EI*<sup>2</sup>.
- <sup>5</sup> Abū ʿUbayd, *al-Amwāl*, Beirut, 1981, 86.
- <sup>6</sup> アブー・ウバイドは、私 ← Ayyūb al-Dimashqī ← Suʿdān b. Abī Yahyā ← ʿUbayd Allāh b. Abī Ḥumayd ← Abū al-Maliḥ al-Hadhli ← 神の使徒というイスナードでムハンマドとナジュラーンの民との契約内容を伝えているが、その条項には「彼らは利子を貪らない。今後利子を貪るものは誰でも、私のズインマから除外される」という規定が含まれている。idem, 85-86.
- <sup>7</sup> Abū Yūsuf, *Kitāb al-Kharāj*, Cairo, 1325H., 73. al-Balādhurī, *Futūḥ al-Buldān*, Frankfurt am Main, 1992, 65 や Ibn Saʿd, *al-Ṭabaqāt al-Kubrā*, 9vols. Beirut, n.d. 1/385 にも、アブー・バクルがムハンマドの契約を確認し、同様の証書を書いたことが記録されている。
- <sup>8</sup> 拙稿「ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題(1)——使徒ムハンマドの異教徒政策の伝承とその影響——」『北海道大学文学研究科紀要』133 (2011) 29-31 参照。以下省略して拙稿「ナジュラーン(1)」と称する。
- <sup>9</sup> リマーは紅海沿岸部に近いヤマンの町、ザビードはヤマンのティハーマ地方の重要都市。
- <sup>10</sup> al-Ṭabarī, 1/1854, 1983-1984.
- <sup>11</sup> 拙稿「ナジュラーン(1)」41。
- <sup>12</sup> al-Ṭabarī, 1/1984.
- <sup>13</sup> Schmucker, Die christliche Minderheit von Naḡrān und die Problematik ihrer Beziehungen zum frühen Islam, *Bonner orientalistische Studien*; Neue Serie; Bd. 27/1, 244-246.
- <sup>14</sup> al-Ṭabarī, 1/1858. 拙稿「ナジュラーン(1)」39。
- <sup>15</sup> idem, 28-29.
- <sup>16</sup> ジャリールは初期の征服戦に従軍し、クーフア建設に関与したことで知られている。第1次内乱においてはアリー派に味方した。

- <sup>17</sup> al-Ṭabarī, 1/1987.
- <sup>18</sup> idem, 1/1998, 2000. ムハージルはその後アブー・バクルによりサヌアーを任されている。idem, 1/2135.
- <sup>19</sup> idem, 1/2136.
- <sup>20</sup> Bakr b. Wāʾi 族系の Banū Shaybān の首長の一人で、ムスリムの到来以前からサーサーン朝領域に侵入・略奪を行っていたが、ムスリムのイラク遠征に協力し、ハーリド・ブン・アルワリードの配下としてヒーラ征服に貢献した。ハーリドのシリア転進以降、アブー・ウバイド・アッサカフィーの指揮下に「橋の戦い」で活躍したが、負傷し数ヶ月後に没したという (d. 14-15/635-637)。Donner, F. M., al-Muthannā, *EI*<sup>2</sup>.
- <sup>21</sup> al-Ṭabarī, 1/2159-2160. ファッタルは即位直後説を否定し、ウマルがナジュランやハイバルのユダヤ教徒を追放したとタバリーが述べている 20/641 年説を主張している。Fattal, A., *Le statut légél des non-Musulmans en pays d'Islam*, Beyrouth, 1958, 35. cf. al-Ṭabarī, 1/2595.
- <sup>22</sup> 前者は第 2 次内乱に際してクーファで蜂起したムフタルの父である。後者はクルアーンの収集者として知られ、バドルの戦いに参加し、後にカーディシーヤの戦いで殺害された。 *The History of al-Ṭabarī*, 11/122, 173.
- <sup>23</sup> イスナードは al-Sarī b. Yaḥyā ← Shuʿayb ← Sayf ← Muḥammad と Ṭalḥah と Ziyād. al-Ṭabarī, 1/2165.
- <sup>24</sup> al-Ṭabarī, 1/2162. イスナードは, al-Sarī b. Yaḥyā ← Shuʿayb b. Ibrāhīm ← Sayf b. ʿUmar ← Sahl ← al-Qāsim と al-Mubashshir ← Sālim.
- <sup>25</sup> Yaʿlā b. Umayyah (Munayyah) al-ʿAdawī al-Tamīmī. クライシュ族の Nawfar b. ʿAbd al-Manāf の同盟者。8/630 年のマッカ征服に際して改宗し、アブー・バクルによって 13/634 年に反乱を起こした Khawlān の徴税に派遣された。14-35/635-656 年にかけてサヌアーの総督を長く務めた。第 1 次内乱のラクダの戦いではアーイシャ側についた。38/658 年、シッフィーンの前でアリーと戦って戦死したとされるが、出典は怪しい。 *The History of al-Ṭabarī*, 11/143. ヤクービーでは、彼はヤマンの別の地方に派遣され、ナジュランに派遣されたのは Farwah b. Masik al-Murādi となっている。al-Yaʿqūbī, *Taʾrikh al-Yaʿqūbī*, 2vols, Leiden, 1969, 2/132.
- <sup>26</sup> al-Ṭabarī, 1/2162.
- <sup>27</sup> <http://www.muhammad.org/cgi-bin/dspl.cgi.exe/form> より検索すると、後代のハディース集も含めるとアーイシャやイブン・ウマルの伝える伝承として 30 事例ほど見られる。「放置されてはならない yutraku」の他「残されてはならない yubqā」「共存することはない yajtami」とも記録されている。前稿で主要史料と位置付けた伝承集の中では Musnad Aḥmad 第 6 巻 → ḥadīth al-Sayyidah ʿĀʾishah; Muwaṭṭaʾ Mālik 第 3 巻 → abwāb al-siyar → bāb nuzūl ahl al-dhimmah Makkah wa al-Madinah wa māmin dhālika 伝承 872, 873 が挙げられる。(以下最終アクセス 2011, 9/4)

- <sup>28</sup> <http://read.kitabklasik.co.cc/2009/11/musnad-sunan-al-darimi.html> で公開されている *Musnad al-Dārimī, al-Maʿrūf Sunan al-Dārimī*, al-Riyāḍ, 2000, 1623. Musnad Ahmad 第1巻 → min musnad ʿAlī b. Abī Ṭālib, ḥadīth Abī ʿUbaydah b. al-Jarrāh wa ism-hu ʿĀmir b. ʿAbd Allāh (異なるイスナードにより2例).
- <sup>29</sup> ムハンマドの非ムスリム追放令の分類やその分析に関してはシュムッカーが詳しく行っている。Schmucker, 263-268.
- <sup>30</sup> イスナードは、我々 ← al-Ḥusayn ← Yaḥyā b. Ādam.
- <sup>31</sup> al-Balādhurī, 66.
- <sup>32</sup> クーフア近郊のナジュラーンの人々が移住後居住地を作った町。
- <sup>33</sup> idem, 66-67.
- <sup>34</sup> この数字はアブー・バクルの下に使節を派遣してきた Banū al-Afʿā の数と整合する。
- <sup>35</sup> idem, 67.
- <sup>36</sup> Ibn Saʿd, 1/358.
- <sup>37</sup> Abū Yūsuf, 73. この後ウマルの書簡の内容が続く。本稿 19-20 参照。
- <sup>38</sup> 番号はペイルート版の刊本に従う。
- <sup>39</sup> Abū ʿUbayd, 48.
- <sup>40</sup> Sunan al-Dārimī と Musnad Aḥmad と同じ内容である。註 28 参照。
- <sup>41</sup> idem, 48.
- <sup>42</sup> idem, 86.
- <sup>43</sup> Schmucker, 268.
- <sup>44</sup> Abū ʿUbayd, 86.
- <sup>45</sup> 前述の Yaʿlā b. Umayyah (Munayyah)。ウマル・ブン・アルハッターブによってナジュラーンに派遣された徴税官 (アーミル)。
- <sup>46</sup> idem, 48.
- <sup>47</sup> Schmucker, 258-261, 274.
- <sup>48</sup> idem, 256-257; 拙稿「ナジュラーン(1)」 30-31.
- <sup>49</sup> idem, 27-31. 前稿ではこれらの条項が創作された可能性も否定できないとしたが、このような具体的な記述が捏造されたと決めつける論拠もないことを確認しておく。
- <sup>50</sup> idem, 37-40.
- <sup>51</sup> バヌー・アルアフアーの 40000 名の騎士をはじめとするナジュラーンの軍力は、リッダ鎮圧に協力する過程でダメージを受けていた可能性も考えられる。
- <sup>52</sup> シュムッカーは追放の動機として2つの仮説を提示している。①ルアーシュの事例のように、ナジュラーンの民でムスリムになったものが棄教したため、再改宗せずキリスト教に固執した者達が追放された。②ナジュラーンの民は追放されたのではなく自発的に移住した。ただし、移住したのは彼らの一部の小集団で、他の多くの集団と同様に征服運動に伴う移住運動の趨勢に従ったものであった。シュムッカーは可能性の高い仮説と

して②を上げている。しかしながら、彼の①に関する分析には問題がある。ルアーシュの民はバル・ハーリスと同一視されており、彼らはリッダの支持者であったとし、彼らはずっとキリスト教徒のままであったからルアーシュの民とは異なる、と典拠を示さずに論じている。バル・ハーリス（バヌー・アルハーリス）の中にはキリスト教徒が確かに存在したが、ヤグース神の信徒でムスリムに改宗した集団が存在したことは前稿で論証した。さらに、後代のムスリムの作家がイラクのナジュラーンの民をバル・ハーリスと誤って称したとしているが、これも論拠が無く推測の域を出ない。Schmucker, 274. 拙稿「ナジュラーン(1)」17-18, 22 参照。

- <sup>53</sup> 但し、彼がイスラームの受け入れを強制的に敢行したのではないことは注目される。改宗よりも彼らのアラビア半島からの排除が最も大きな目的であった。
- <sup>54</sup> これに関連してバラズリーはムハンマド時代の興味深い逸話を伝えている。ナジュラーンから2人の修道士がやってきたので、ムハンマドがイスラームへの改宗を勧めると、彼らは「私たちはあなたよりも先にムスリムになっている」と答えた。それに対してムハンマドは、それは虚偽であり、豚肉を食べ、十字架を崇拜し、神に子供があると主張することはイスラームとは無縁であると答えたという。このように一神教徒をムスリムと見なす傾向もあり、場合に応じて方便として用いられていた。al-Balādhurī, 64.
- <sup>55</sup> al-Ṭabarī, 1/2162.
- <sup>56</sup> アブー・ユースフでは「通過した marrū」。Abū Yūsuf, 73.
- <sup>57</sup> アブー・ユースフでは耕作地 ḥarth al-arḍ. idem, 73.
- <sup>58</sup> アブー・ユースフはこの後で「神の御ための（無償の）li-wajhi-llāhi」を付加している。idem. 73.
- <sup>59</sup> アブー・ユースフでは muʿtadā. idem, 74.
- <sup>60</sup> アブー・ユースフでは「彼らの土地の生産物 min ṣanʿi-him al-barri」。idem, 74.
- <sup>61</sup> アブー・ユースフではムアイキブのみ。最後に kataba が付加されている。idem. 74.
- <sup>62</sup> Ibn Saʿd, 1/358. cf. Abū Yūsuf, 73-74.
- <sup>63</sup> al-Balādhurī, 66-67. イスナードは私 ← °Abd al-Aʿlā b. Ḥammād al-Narsī ← Ḥammād b. Salamah ← Yaḥyā b. Saʿīd ← Ismāʿīl b. Ḥakīm ← °Umar b. °Abd al-°Aziz.
- <sup>64</sup> idem, 66.
- <sup>65</sup> バラズリーは、ユダヤ教徒は彼らキリスト教徒と共に移住したと言及しているが、タバリはワーキディーからの情報として、ユダヤ教徒の追放はヒジュラ 20 年(640 年 12/21~641 年 12/9) であったと記録している。idem, 66; al-Ṭabarī, 1/2595.
- <sup>66</sup> al-Balādhurī, 66.
- <sup>67</sup> Abū °Ubayd, 86.
- <sup>68</sup> ウマイヤ家の一族。ムアーウィヤの従兄弟で、クーファの総督であった。
- <sup>69</sup> °Uthmān b. Ḥunayf b. Wahb al-Anṣārī al-Awsī. 41/661 後に没した教友の一人で、ウ

ナジュラーンの安全保障契約を巡る諸問題 (2)

- マルの時代にサワード総督、アリーの時代にバスラ総督を務めた。al-Zirkī, *al-A'lam*, Beirut, 1980, 4/205. Abū °Ubayd, 86 では Junayf.
- <sup>70</sup> サーサーン朝の旧領域とマー・ワラー・アンナフルに見られたイスラーム以前からの在地地主層、或いは在地下級貴族を指す呼称。
- <sup>71</sup> idem, 86 では ḥalah.
- <sup>72</sup> al-Balādhuri, 66.
- <sup>73</sup> Abū °Ubayd, 86.
- <sup>74</sup> Abū Yūsuf, 74.
- <sup>75</sup> 拙稿「ナジュラーン(1)」28 参照。
- <sup>76</sup> Abū Muḥammad Sulaymān b. Mihrān. クーフアの伝承家・クルアーン読誦家。60/679-680 或いは 61 年ムハッラム月 10 日 (681 年 10/10) 生まれ。父はペルシア人でクーフアに住み、恐らくは 148 年ラビーウ I 月 (765 年 5 月) 没。ズフリーヤや Anas b. Mālik から伝承を受け継ぐ。アリーの讚美者としても有名。Brockelmann, C., *al-A'mash*, *EI*<sup>2</sup>.
- <sup>77</sup> Sālim b. Abi Ja'd al-Ashjā'ī. 伝承家として知られる。100/718 没。 *The History of al-Ṭabarī*, 16/2.
- <sup>78</sup> Abū Yūsuf, 74.
- <sup>79</sup> 657 年 11 月 23 日。
- <sup>80</sup> Abū Yūsuf, 74.
- <sup>81</sup> al-Balādhuri, 67.
- <sup>82</sup> 伝承番号—273—と—274—。イスナードは我々 ← Abū Mu'āwiyah ← al-A'mash ← Sālim b. Abi al-Ja'd. Abū °Ubayd, 48.
- <sup>83</sup> イスナードは、我々 ← Abū Mu'āwiyah ← Ḥajjāj ← al-Sha'bi から伝承を聞いた人。伝承番号は—275—。 idem, 48.
- <sup>84</sup> 我々 ← Ismā'il ← al-Ḥasan ← Yaḥyā ← Ibn Mubārak ← Ismā'il b. Abi Khālid ← al-Sha'bi というイスナードで、「アリーはナジュラーンの民が彼と話をした時に彼らにこう言った：ウマルは事を正しく導いていた。私はウマルが定めた事を変更しない。」という伝承と、我々 ← Ismā'il ← al-Ḥasan ← Yaḥyā ← Abū Mu'āwiyah ← Ḥajjāj ← 彼に伝えた者 ← al-Sha'bi というイスナードで、「曰く、アリーはクーフアに到着した時にこう言った：私はウマルが締結した契約を解消することはない。」という伝承を伝えている。Yaḥyā b. Ādam, *Kitāb al-Kharāj*, n.p., 1384H., 23-24.
- <sup>85</sup> Lecker, M., *Khāridjites*, *EI*<sup>2</sup>.
- <sup>86</sup> Bajilah 族出自の第二世代のムスリムで、勇敢さと敬虔さで知られていた。イラクにおいて Sa'd b. Abi Waqqāṣ, その後アリーの下で戦闘に従事していたが、シッフィーンの停戦に反対してアリーの下から離れた。37 年シャッワール月/658 年 3 月にクーフアから出発する前に、ハワーリジュ派は彼を指揮官に選出したが、ナフラワーンの戦いで戦死した。Gibb, H. A. R., °Abd Allāh b. Wahb, *EI*<sup>2</sup>.



- <sup>87</sup> 使徒ムハンマドの叔父アッバースの息子。彼の兄弟<sup>c</sup>Abd Allāh b. al-<sup>c</sup>Abbāsの子孫が後にアッバース朝を樹立した。
- <sup>88</sup> マッカ生まれのクライシュ族の軍司令官で、使徒ムハンマドの教友の一人である。シリア遠征やアフリカ遠征で活躍し、第1次内乱においてはムアウウィヤの側に立ち、その後バスラ総督に任命された。陸海の遠征に参加したが、没年没地には諸説ある。Lammens, H., Busr b. Abī Arṭāt, *EI*<sup>2</sup>.
- <sup>89</sup> al-Ya<sup>c</sup>qūbī, 2/234.
- <sup>90</sup> Jāriyah b. Qudāmah al-Sa<sup>c</sup>dī al-Tamimī. アリーの忠実な支持者。
- <sup>91</sup> ヤアクビーでは al-Khath<sup>c</sup>amī とされている。
- <sup>92</sup> プスルの遠征からアリーの死までの経緯は, al-Ṭabarī, 1/3451-3452; al-Ya<sup>c</sup>qūbī, 2/231-235 参照。
- <sup>93</sup> al-Ṭabarī, 1/3452.